

### 【指定管理者制度とは？】

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を損なうことなく、民間の能力を活用し町民ニーズに効果的・効率的に対応し、町民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に、新たに創設された制度です。

これまでの公の施設については、直営により一部を業務委託（清掃など）する方法などがありましたが、一部業務受託者は、委託契約に基づき具体的な事務や業務を行うことはできませんが、管理の権限と責任は町が有するものであり、施設の使用許可など処分に該当する業務を委託することはできませんでした。

一方、指定管理者制度のもとでは、町が指定した指定管理者に、使用許可を含む施設の管理を行わせることができます。（ただし、使用料の強制徴収や不服申立に対する決定など、法令上、町あるいは町長に与えられた処分は行えません。）

そのような制度であることから、町は自ら管理を行いませんが、指定管理者の管理について、設置者の責任を果たす立場から必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合には指定の取り消しなどを行うことができます。

また、指定管理者の範囲については法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPO法人などを含む法人や法人格を有していない団体が、議会の議決を得て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となります。

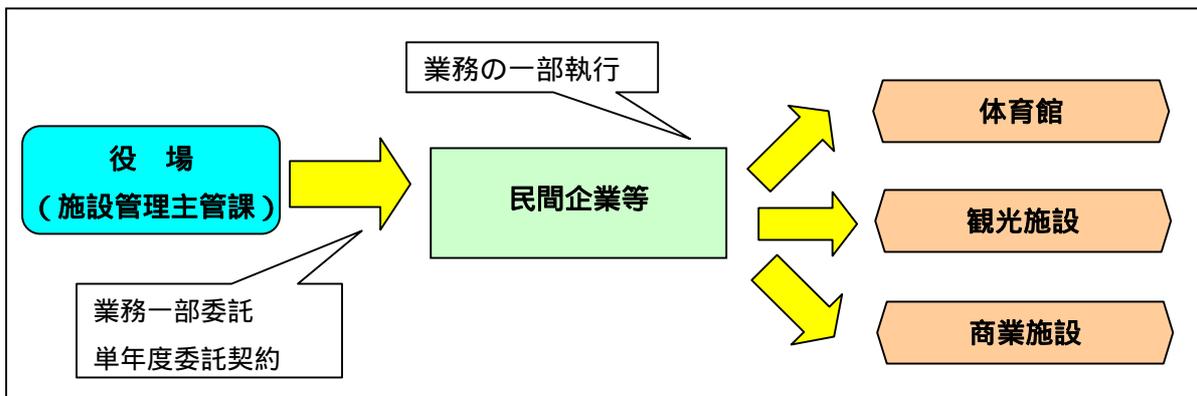
#### 《公の施設とは？》

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するため設ける施設であります。町には、主なものとして、道路、集会所、公園、公営住宅、キャンプ場などの観光施設、地場産品直売所などの商業施設、体育館などの体育施設、保育所など町にはおよそ180施設あります。

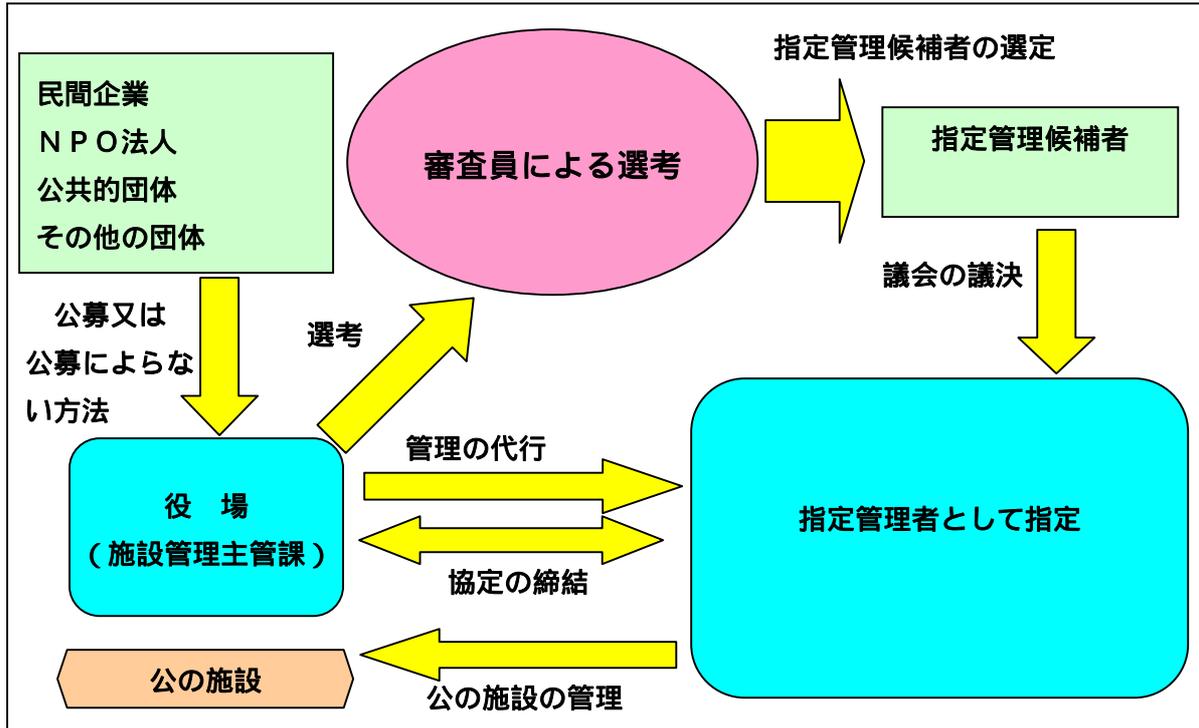
一方、庁舎や研究施設など住民の利用に供することを目的にしていない施設は、公の施設には当たらないと解されています。

### 【従来までの委託と指定管理者制度のイメージ図】

従来の業務委託



## 指定管理者制度



### 【指定管理者が創設された背景と目的】

公の施設は、公共の利益のために多数の住民に対して均等にサービスを提供することを目的として設置される施設ですから、その適正な管理を確保することが必要です。

しかし、近年では民間企業が経営するスポーツジムやNPO法人が運営する福祉施設など、公的主体以外の民間主体が質の高いサービスを提供している事例も増加しています。

また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化する中、行政がこうしたニーズに対してより効果的、効率的に対応していくために、民間とのパートナーシップによって、民間事業者の有するノウハウを公の施設の管理に活用していくことが求められ、公の施設の管理のあり方を見直すことについて指摘されていました。

これらを踏まえ、これまでの公の施設の管理に関する考え方を転換し、施設の適正な管理を確保するための仕組みを整備した上で、管理主体を法律上制限しないことによって、町民サービスの向上にも寄与することを目的として、指定管理者制度が創設されました。

### 【指定管理者制度のしくみ】

指定管理者制度では、管理を行う団体の範囲について法律上特段の制約はなく、行政処分にあたる使用許可も含めて指定管理者が管理を代行することができますが、公共の利益のために多数の住民に対して均等にサービスを提供することを目的とする公の施設として、その適正な管理を確保するため、次のような仕組みが法律上整備されています。

<b>公の施設の適正な管理を確保するためのしくみ</b>	
<b>平等利用の確保</b>	指定管理者には、町民の平等利用の確保、差別的取扱いの禁止が法律上直接義務づけられています。
<b>条例の制定</b>	指定の手続き、指定管理者に行わせる業務の具体的範囲、管理の基準はあらかじめ条例で定め、指定管理者はこの基準に沿って管理を行います。
<b>外部有識者を交えた選考</b>	指定管理者の候補者を選考する際には、外部の有識者を交えて行うこととしており、公平性、透明性を確保しております。
<b>指定の議決</b>	条例に基づき、個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定めて指定します。
<b>事業報告書</b>	指定管理者は、毎年度終了後、町に事業報告書を提出し、町は、指定管理者による管理の状況をチェックします。
<b>指定の取消等</b>	町は、指定管理者に対し適正な管理を行うために必要な調査や指示を行い、指示に従わない場合は、指定の取り消しや業務の停止を命じることができます。
<b>権限の範囲</b>	指定管理者は、条例の定めにより施設の使用許可を行うことが可能ですが、使用料の強制徴収や不服申立の決定などの行政処分権限を代行することはできません。

【指定管理者制度の導入手続】

町では、公の施設のサービスの向上と行政経費の削減を図り、町民ニーズに効果的、効率的に対応していくために、指定管理者の指定手続に関する条例を制定し、制度の導入に向け、準備を進めています。

指定手続に関する条例、規則、要綱の制定

H19.9 指定管理者の指定手続に係る条例のパブリックコメントを実施

H19.10 パブリックコメントの実施結果を公表（意見なし）

H20.6 洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、施行規則及び事務処理要綱を制定

今後のスケジュール

年 月	内 容
H20.8	指定管理者導入に係る施設条例の改正案に関するパブリックコメントを実施
H20.9	パブリックコメントの結果を公表 指定管理者導入に係る施設条例の改正案を議会に提案
H20.10 ~20.11	募集の方法、スケジュール等の公表
H20.10 H20.11	<p style="text-align: center;">指定手続のスケジュール概要（公募の場合）</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">公 募</div> <div style="text-align: left;">募集要項の公表、受付（回覧、HP等）</div> </div> <p style="text-align: center;">↓ (周知期間2週間、受付期間2週間)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">選 考</div> <div style="text-align: left;">総合的に外部有識者を交え候補者を選定</div> </div> <p>公募によらない方法で、指定管理者を選定する場合があります。</p>
H20.12	指定管理者の指定の議決及び指定管理者導入に係る債務負担の議決
H21.1	指定管理者との協定の締結
H21.4~	指定管理者による管理の開始

【意見等を求める施設と条例改正内容の概要】

次に記載している施設について、条例を改正し、指定管理者による管理を行う予定です。

施設名	管理の範囲	管理の基準	利用料金	その他
洞爺湖森林博物館	<p>施設の管理 指定管理者に行わせることができます。</p>	<p>利用の許可及び基準 ア 施設を利用する方は、指定管理者の許可を受けなければなりません。その際、必要と認めるときは、許可に条件を付けることができます。 イ 指定管理者は次のいずれかに該当する場合は、利用の許可を行いません。 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 危険物の持込及び他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う組織と認められるとき。 その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。</p>	<p>ア 施設を利用する方は、指定管理者に利用料金を支払わなければなりません。 イ 利用料金は、指定管理者の収入となります。 ウ 利用料金の額は、条例に定める額を上限として、指定管理者が町長等の許可を受けて定めます。 エ 指定管理者は、すでに収受した利用料金は還付しません。ただし、利用者に責任のない理由により利用できないときは、還付することができます。 オ 指定管理者は、町長等が別に定める基準によって、利用料金を減免することができます。</p>	<p>ア 指定管理者(業務に従事している従業員を含みます。)には、業務上知りえた秘密を第三者に漏らすことを禁止しています。</p>
歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場	<p>指定管理者が行う業務 ア 施設の利用の許可、不許可及び利用の取消し、制限、停止に関すること。 イ 施設の維持管理に関すること。 ウ 施設の運営に関すること。 エ その他町長等が定める業務</p>	<p>許可の取消し等 指定管理者は、次のいずれかに該当した場合は、利用の許可を取り消し、又は変更し、若しくは中止することができます。 条例や規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。 許可の際に付した条件に違反したとき。 上記のイの～のいずれかに該当したとき。 偽りその他不正の行為により利用の許可を得たとき。 天災その他やむを得ない理由により、特に必要と認められたとき。</p>		<p>イ 指定管理者になる方がいない場合などは、町が管理を行うこともできます。</p>
地場産品直売センター「あぶた」				
地場産品直売センター「とれた」				
洞爺水辺の里財田キャンプ場				
洞爺いこいの家		<p>開館時間及び休館日 従来どおりと変更ありません。</p>		